

決算書の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府漁業振興基金</p>	<p>平成26年度の決算書において、以下のとおり、公益法人会計基準等に準拠していない会計処理や決算書の表示誤りが見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸借対照表上、回収期限が貸借対照表の翌日から起算して1年を超えて到来する貸付金（189,307,024円）は、固定資産の部に長期貸付金として表示する必要があるにもかかわらず、流動資産の部に計上していた。 投資有価証券（5,848,560,308円）は、保有目的によって会計処理が異なるため、取得時に保有目的を決定・明確化し記録する必要があるにもかかわらず、保有目的の文書等が作成・保存されていなかった。 財務諸表の注記において、消費税及び地方消費税の会計処理に関する注記をしていなかった。 	<p>貸付金に係る計上科目については、回収期限に応じた処理を実施されたい。また公益法人会計基準などを正しく理解し、投資有価証券の保有目的を取得時に文書化するとともに、財務諸表の注記において、消費税及び地方消費税の会計処理を記載し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公益法人会計基準】</p> <p>第2 貸借対照表</p> <p>2 貸借対照表の区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 資産の貸借対照表価額</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5 財務諸表の注記</p> <p>財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針</p> <p>(以下略)</p> </div>	<p>平成27年度決算書から、回収期限が1年を超えて到来する貸付金について、固定資産の部（長期貸付金）に計上した。</p> <p>また、同様に投資有価証券は、取得時に保有目的等を文書で作成・保存している。</p> <p>消費税等については、財務諸表に注記として記載した。</p> <p>今後は、公益法人会計基準等に沿って適正な事務処理を行っていく。</p>

		<p>【「公益法人会計基準」の運用指針】</p> <p>13. 様式について 財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成する場合には、概ね以下の様式によるものとする。 (中略)</p> <p>(4) 財務諸表に対する注記 財務諸表に対する注記については以下の表示による。 (中略)</p> <p>2. 重要な会計方針 (中略)</p> <p>(6) 消費税等の会計処理</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月4日）

大阪北摂霊園の債権管理等の不備

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																				
<p>1 事業の概要 一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「タウン財団」という。）が管理する大阪北摂霊園（以下「霊園」という。）は、千里ニュータウン建設を機に、ニュータウン及び周辺市町の住民の墓地需要に対応するために整備され、昭和48年からタウン財団が管理運営を行っている。 【霊園の概要】 所在地：豊能郡豊能町高山、箕面市栗生間谷及び茨木市泉原にまたがる地域 面積：98.3ha 整備済区画数：24,623区画（平成26年度末空き区画数 1,491区画）</p> <p>2 未収管理料 霊園では、墓所を永代にわたり使用するための権利の対価である永代使用料と、園内共用部（園路・施設）の清掃、施設の維持補修及び電気水道等の費用に充てるための管理料を使用者から収受している。管理料は、短期（5年分）又は長期（20年分）のいずれかを前納することとされているが、以下のとおり未収管理料が発生している。</p> <table border="1" data-bbox="264 884 1635 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年3月31日</th> <th>平成26年3月31日</th> <th>平成27年3月31日</th> <th>平成27年8月20日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>313件</td> <td>311件</td> <td>290件</td> <td>292件</td> </tr> <tr> <td>金額（残高）</td> <td>30,767,650円</td> <td>30,607,650円</td> <td>29,144,765円</td> <td>27,181,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 未収管理料の回収に向けた取組状況 平成23年度に10年以上管理料を滞納している使用者の所在調査を実施し、平成24年度からは大阪北摂霊園管理料滞納対策実施要綱（以下「滞納要綱」という。）を制定し、滞納者対策を進めている。 滞納要綱の規定と実際の取組状況は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="237 1188 1679 1724"> <thead> <tr> <th>滞納要綱に規定される手続</th> <th>滞納要綱上の実施時期</th> <th>実際の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期納付願いを発送</td> <td>納入期限から1か月を経過した時</td> <td>納入期限から2か月を経過した時、実施</td> </tr> <tr> <td>支払期限を定め督促状を送付し、電話連絡を行う</td> <td>納入期限から2か月を経過した時</td> <td>納入期限から4か月を経過した時、実施。その後、随時再発送</td> </tr> <tr> <td>催告状を送付（納入期限は催告状到着後30日以内）</td> <td>督促状の支払期限から2か月を経過した時</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>弁護士もしくは債権回収会社等に集金や電話の督促を委託できる</td> <td>催告通知で定めた納入期限を経過しても、納入がない場合</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>必要に応じて訴訟等の法的措置を実施することができる</td> <td>上記手続を実施しても納入がない場合</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>使用者の墓所に適宜、立札等を設置することができる</td> <td>使用者の居所が不明である場合や接触ができない場合</td> <td>適宜、立札を設置</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成27年8月20日	件数	313件	311件	290件	292件	金額（残高）	30,767,650円	30,607,650円	29,144,765円	27,181,560円	滞納要綱に規定される手続	滞納要綱上の実施時期	実際の取組	早期納付願いを発送	納入期限から1か月を経過した時	納入期限から2か月を経過した時、実施	支払期限を定め督促状を送付し、電話連絡を行う	納入期限から2か月を経過した時	納入期限から4か月を経過した時、実施。その後、随時再発送	催告状を送付（納入期限は催告状到着後30日以内）	督促状の支払期限から2か月を経過した時	未実施	弁護士もしくは債権回収会社等に集金や電話の督促を委託できる	催告通知で定めた納入期限を経過しても、納入がない場合	未実施	必要に応じて訴訟等の法的措置を実施することができる	上記手続を実施しても納入がない場合	未実施	使用者の墓所に適宜、立札等を設置することができる	使用者の居所が不明である場合や接触ができない場合	適宜、立札を設置	<p>1 滞納要綱で規定された未収管理料の回収の手続について、立札の設置以外は実施されていない。</p> <p>2 滞納要綱等においては、以下の不備が認められる。 (1) 滞納要綱における督促業務等の債権回収会社への委託や、使用規程及び各要綱における使用許可の取消及び使用権の消滅に関する規定は、一部を除き法的に可能か否かの検討が行われることなく定められている。 (2) 所在調査や個別訪問に関しては、滞納要綱に定めがない。</p> <p>3 使用規程や各要綱で定められている使用許可の取消及び使用権の消滅に関する規定は、当該要件に該当する案件があるにもかかわらず、これまで適用されたことがない。</p> <p>4 無縁墓所と認定する基準が設けられておらず、無縁墓所認定後の改葬先も決まっていない。</p>	<p>未収管理料の回収について、法令や判例、他墓所の運用を参考にしながら、使用規程、実施要領及び各要綱の見直しを行い、それらに基づいた実効性のある対応を行わりたい。</p> <p>無縁墓所の認定、墓所改葬については、所要の規程を整備し、当該課題の処理に取り組まれない。</p>
	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成27年8月20日																																		
件数	313件	311件	290件	292件																																		
金額（残高）	30,767,650円	30,607,650円	29,144,765円	27,181,560円																																		
滞納要綱に規定される手続	滞納要綱上の実施時期	実際の取組																																				
早期納付願いを発送	納入期限から1か月を経過した時	納入期限から2か月を経過した時、実施																																				
支払期限を定め督促状を送付し、電話連絡を行う	納入期限から2か月を経過した時	納入期限から4か月を経過した時、実施。その後、随時再発送																																				
催告状を送付（納入期限は催告状到着後30日以内）	督促状の支払期限から2か月を経過した時	未実施																																				
弁護士もしくは債権回収会社等に集金や電話の督促を委託できる	催告通知で定めた納入期限を経過しても、納入がない場合	未実施																																				
必要に応じて訴訟等の法的措置を実施することができる	上記手続を実施しても納入がない場合	未実施																																				
使用者の墓所に適宜、立札等を設置することができる	使用者の居所が不明である場合や接触ができない場合	適宜、立札を設置																																				

4 大阪北摂霊園使用規程上の取扱い

霊園の設置、管理及び使用について定めた大阪北摂霊園使用規程（以下「使用規程」という。）上は、2年間管理料を納めないものに対して使用権の取消ができるとされている。

使用権の取消については、使用規程のほか、大阪北摂霊園使用規程実施要領（以下「実施要領」という。）及び大阪北摂霊園墓所使用許可取消要綱に定めがある。

また、使用規程においては、使用者が住所不明となり7年を経過しても祭祀を主宰するものがないときは使用権が消滅し、消滅後は、無縁と認めた墓所を一定の場所に改葬できるとしている。

使用権の消滅及び墓所改葬については、使用規程の他、実施要領、大阪北摂霊園使用権消滅取扱要綱及び大阪北摂霊園無縁墓所改葬取扱要綱に定めがある。

【大阪北摂霊園管理料滞納対策実施要綱】

（早期納付願）

第3条 納入期限から1ヵ月を経過しても、管理料の納入がない使用者に対し、理事長は別記様式1により早期の納付を促す。

（督促通知）

第4条 納入期限から2ヶ月を経過しても、管理料の納入がない使用者に対し、理事長は支払期限を定め、別記様式3により督促する。

2 前項の督促状を送付後、理事長は使用者に対し、速やかに管理料の納入を促す電話連絡等を行う。

（催告通知）

第5条 前条第1項に定める支払期限から、2ヶ月を経過しても、管理料の納入がない使用者に対し、理事長は期限を定め、別記様式4により催告する。

（集金委託の実施）

第6条 前条に定める期限を経過しても、管理料の納入がない場合、理事長は弁護士もしくは債権回収会社等に当該滞納管理料の集金を委託することができる。

2 前項の場合において、理事長は使用者に対し、別記様式5により通知する。

3 （以下略）

（法的措置等）

第7条 前3条までの措置を行っても、なお管理料の納入がない使用者に対し、理事長は必要に応じて訴訟等の法的措置を実施することができる。

2 使用者の居所が不明である場合や接触ができない場合、理事長は連絡を促すため、当該使用者の墓所に適宜、立札等を設置することができる。

（業務委託）

第8条 理事長は、債権回収会社等に第3条第2項及び第4条第2項に定める電話連絡等の業務を委託することができる。

【大阪北摂霊園使用規程】

（使用許可の取消）

第14条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用許可を取り消すことができる

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から3年以内に墓碑等の設備工事を施工しないとき。
- (3) 2年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) その他法令又はこの規程に違反したとき。

（以下略）

（使用権の消滅）

第15条 使用者が次の各号の一に該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し5年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり7年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (3) 使用者である法人が解散したとき。

（無縁墓所の改葬）

第16条 理事長は、第14条の規定により使用許可を取り消したとき、及び前条の規定により使用権が消滅したときは、無縁と認めた墓所を一定の場所に改葬することができる。

2 （以下略）

【大阪北摂霊園使用規程実施要領】

（使用権消滅にかかる手続）

第11条 規程第15条第1号及び第2号に規定する使用権の消滅について、理事長が必要な探索をしてもなお、墓所を承継しうる者がいないと認められるときは、使用権が消滅したものとみなす。

（以下略）

措置の内容

使用規程、滞納要綱、改葬取扱要綱等について、顧問弁護士に法務相談の上、見直しを行った。
未収管理料の回収については、改正した規定等に基づき、管理料滞納者に対しては、督促状を送付するとともに、電話連絡や自宅訪問を行う等、債権回収に努めている。
また、墓所返還の意思はあるものの生活困窮のために墓石の撤去ができず、墓所の返還手続きができない使用者について、使用料還付金の放棄により墓石を現状のままで返還できる規定を新たに実施要領に追加するなど、新たな未収管理料の発生を防止するとともに、早期に墓所の再貸付ができるよう改善を図った。
今後とも、未収管理料の回収に努めるとともに、使用許可の取消や使用権の消滅の該当案件に関して適切に対応を行い、無縁墓所の改葬についても関係法令等の規定に基づき手続を進める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月9日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）